

「第102回 東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2026」
和歌山県ブース装飾等業務 委託仕様書

下記のとおり開催される展示商談会「第102回 東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2026」(以下「東京ギフト」という。)での和歌山県ブース出展に伴う装飾を中心とした下記の業務を行う。

記

1. 展示会について

展示会名	第102回 東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2026
開催期間	令和8年9月2日(水)～9月4日(金) 搬入日:9月1日(火)
開催場所	東京ビッグサイト(東京都江東区有明3丁目11-1)
出展製品	ギフト用雑貨等
出展小間数	8小間(12.0m×6.0m) ※3面開放を予定
出展事業者	10社予定 ※5月上旬頃決定予定。出展者一覧は本委託業務の募集ページに掲載する。

2. 委託業務内容

(1) 概要

- ア 和歌山県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去
- イ その他和歌山県ブースの企画、設営に必要な業務

(2) 詳細

ア ブース全体の装飾

- (ア) 来場者に対し、出展事業者の製品を効果的にアピールし、商談機会の創出につながる装飾デザインとすること。ターゲット来場者層は、和歌山で作られたこだわりの逸品や掘り出し物・新商品を探すバイヤーを想定すること。
- (イ) 会場内の和歌山県ブースの出展位置はまだ未決定であるが、3面開放を想定して提案を行うこと。接する通路幅は3m程度を想定し、遠方に対する視認性よりも、中距離～近くを通りかかる来場者に対する視認性の高さを優先すること。
- (ウ) 装飾デザインはトレンドを取り入れつつも、他自治体等の集団出展ブースとの差別化を図ること。
- (エ) 和歌山県ブースであることがわかるよう「和歌山」の文字を看板の役割で掲載すること。
なお、昨年まで使用していた「和歌山ギフト」「和歌山●●」等のサブキャッチコピーは今回は使用せず、「和歌山」または「わかやま」の文字のみを大きく掲載すること。
- (オ) 会場内でブース全体が沈み込まないよう、照明器具を効果的に設置すること。
- (カ) ブース全面にパンチカーペットを敷くこと。
- (キ) その他の装飾にかかる注意事項については、開催要綱(別添資料1)を参照すること。
なお、最新の装飾規定については令和8年7月中旬頃に公開予定のため、受託後に装飾

内容を修正する必要性が生じた場合は、予め財団担当者へ修正点を確認した上で適宜対応すること。

イ 出展事業者スペースの装飾

(ア) 出展事業者が出展物を展示しやすく、商談を行いやすいブース動線とすること。

(イ) 出展事業者の出展位置によって、著しい不平等が生じないようにすること。

(ウ) また、最低限の備品として以下の①～④を備え付けること。

①展示台：1台以上。展示台スペース（展示台の平面面積合計）は1.75㎡程度を目安とするが、他の提案がある場合はこの限りでない。また、展示台下には出展事業者の荷物を収納できるようにすること。

②PRパネル：出展事業者の商品写真、キャッチコピー等が入ったパネル。先に掲げた通路幅を想定し、通りがかる来場者に効果的に内容を訴求できる設置位置、大きさとする。キャッチコピーの文字数は10字程度を想定。

③照明器具：出展商品およびPRパネルが効果的に視認できるように設置すること。

④コンセント：100V、2個口

(イ) 上記に掲げる備品以外で、出展事業者から追加の備品使用について希望があった場合は、可能な限り対応すること。なお、追加手配にかかる費用については受託者と出展事業者間で直接やりとりするものとし、財団は一切関与しない。

(ウ) 使用する什器にシステム部材を用いる場合は、必要に応じてシートを貼り付けるなど、使用感を減らすように工夫すること。

ウ インフォメーションスペースの装飾

(ア) 財団スタッフが来場者対応できる最低限のインフォメーションスペースを設置すること。なお、最低限の備品として以下の①・②を備え付けること。

①テーブル：1台（インフォメーションの機能が果たせる最低限の机等）。

②コンセント：100V、2個口

エ スtockヤードの設置

(ア) 出展事業者、財団担当者等の荷物を置ける最低限のストックヤードを設置すること。また、最低限の備品として以下の①～④を備え付けること。

①テーブル：1台。休憩時に使用できる最低限のもの。

②椅子：2脚以上。折り畳みできるもの。

③荷物棚：1台以上。

④コンセント：100V、2個口

オ 運営管理体制

(ア) 財団及び出展事業者との連絡調整を行った上で、展示会事務局に対して、備品の配置、設営工事及び許可申請書類等の各種申請書類を提出すること。

(イ) 設営及び展示会開催期間中に運営管理に係る問合せや不測の事態が生じた場合において、速やかに現場に駆けつけ、対応できる体制であること。

カ 費用負担

上記イに記載する追加備品に関連する費用以外のすべての装飾、備品、電気代、会期中の小間内清掃・ゴミ処理代及び搬入出等を含む経費の支払を行うこと。

キ その他

- (ア) 受託者は、令和8年6月19日（金）午後に開催予定の「出展者向けオンライン説明会」で使用する運営等に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。
- (イ) 製作物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、製作物の引渡しをもって財団に譲渡されるものとし、著作権者は、製作物に係る著作者人格権を将来にわたり一切行使しないものとする。なお、財団が製作物のデータの提出を求めた場合は、速やかに提出するものとし、財団は、当該データを自由に再利用できるものとする。
- (ウ) 受託者は、契約締結時に財団に提出した企画提案書にのっとり業務を実施するとともに、事業担当者と必要な協議（報告を含む。）を行い、その指示に従うこと。
- (エ) 契約締結後に生じた事由（参加事業者数の変更、装飾工事の設置基準の変更等）により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、受託者は、財団と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を財団に提出すること。
- (オ) 上記（エ）に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、財団は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結することとする。